

令和 8 年度 末広地域活動計画

< 記載項目 >

1	末広地域のまちづくりの地域目標	1
2	解決すべき地域課題	1
3	令和 8 年度事業計画	2
4	末広まちづくり実行委員会 委員名簿, 規約, 事業計画, 収支予算	3~7
5	各事業の詳細(事業実施計画書, 収支予算書, 委員名簿) 末広地域交通安全対策事業 末広地域活動団体 PR 事業 末広ふれあいスポーツクラブ子どもの居場所づくり事業 末広見守りネットワーク担い手連携事業	8~31 8~13 14~16 17~25 26~31
6	令和 8 年度末広まちづくり推進協議会の実行体制	32

令和 8 年 4 月
末広まちづくり実行委員会

1 末広地域のまちづくりの地域目標

地域住民が安全安心・健康に生活できる住環境を目指したまちづくり

2 解決すべき地域課題

■ 福祉、子育て、健康づくり、地域の支え合いの強化

- ・高齢者の独り暮らし世帯の増加
～高齢者の見守りに関する各地区担当者間の意見交換の場の設置「末広見守りネットワーク」 (①)

■ 教育、文化、スポーツ振興

- ・子どもたちが交流したり活動したりできる場の不足
～末広ふれあいスポーツクラブ子どもの居場所づくり事業 (②)

■ 基本的な生活環境の確保、環境保全、事故・犯罪の防止、防災

- ・交通安全意識の向上（継続した啓発が必要）
～秋の交通安全運動における街頭啓発活動 (③)
- ・地域防災意識の向上（継続した啓発が必要）
～末広地域防災活動の啓発 (③)

■ 郷土愛や誇りの醸成・コミュニティ活性化・地域防災

- ・地域まちづくりの活動や取組の情報共有と啓発
～末広地域まちづくり活動の情報共有 (④)

3 令和8年度事業計画（包括型まちづくり補助金事業）

末広地域の課題解決に向けて、令和8年度に取り組む事業は次のとおりとする。

【事業計画】

実施時期	事業名	実施団体	実施内容	事業費 (うち補助金)
4月～3月	末広地域 交通安全対策事業	末広地域交通安全対策実行委員会	末広地域の住民組織が連携し、交通安全意識の高揚を図るため、のぼり旗の掲示及び街頭啓発活動を行う。 ※地域課題③に対応	90千円 (90千円)
4月～3月	末広地域 活動PR啓発事業	末広まちづくり実行委員会	末広地域まちづくりの各種取組を紹介するとともに、地域防災について啓発する。 ※地域課題③④に対応	50千円 (50千円)
4月～3月	末広ふれあいスポーツ クラブ子どもの居場所 づくり事業	末広ふれあい スポーツクラブ	放課後の子どもたちが安全に過ごせる居場所として、学習支援と運動の機会を提供する。 ※地域課題②に対応	250千円 (150千円)
4月～3月	末広見守りネットワー ク担い手連携事業	末広見守りネ ットワーク実 行委員会	見守り活動を行う様々な団体の連携を高めるため、各団体と専門職による、情報共有、意見交換の機会を提供する。 ※地域課題①に対応	30千円 (30千円)
	計4事業			420千円 (320千円)

※詳細は別紙のとおり。

【包括型まちづくり補助金事業（令和3年度～）】

各事業の実施に当たり、包括型まちづくり補助金事業を活用する。

なお、令和3年度に全体計画及び事業調整を担う組織として設置した『末広まちづくり連絡会』に換えて、令和7年度からは同機能を有する『末広まちづくり実行委員会』によるものとする。

末広まちづくり実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「末広まちづくり実行委員会」(以下「会」という。)と称する。

(目的)

第2条 会は、末広まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の所管区域において、協議会の意見を踏まえた地域の活動計画(以下「活動計画」という。)に基づいたまちづくりを推進するため、関係団体との連携・調整を行うとともに、活動に基づいたまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 会は、前条の目的を達成するための連携・調整とともに事業を実施する。

(組織)

第4条 会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 活動計画に基づく、各種事業に関する団体の長又は団体に属する者
- (2) 会により特に参加を認められた者

(役員の選任)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名以上
- (3) 会計 1名以上
- (4) 監査 1名以上
- (5) 上記(1)から(4)の役員のほか、必要に応じて別途役員を置くことができる。

2 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員の互選により選出する。
- (2) 副委員長及びその他の委員長以外の役員は、委員長の指名により選任する。

(役員の職務)

第6条 委員長は、会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の会計を担当する。
- 4 監査は、会の会計を監査する。
- 5 第5条第1項により設置された役員の職務は、委員長が別途定める。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議の招集は、委員長が行う。

2 会議は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状または委員長が認める代理の者により出席に代えることができる。

3 議事の決定は、出席総数の過半数以上をもって成立する。

4 必要に応じて、随時、役員会を開催することが出来る。

(部会)

第9条 事業に応じて、部会を設けることができるものとする。

(経費)

第10条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 会の会計年度は、原則、4月1日から翌年3月31日又は当該年度の事業完了の日までとする。なお、必要に応じて、短縮できるものとする。

(事務所)

第12条 会の事務所は、委員長宅に置く。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成29年7月26日から施行する。

2 会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の事業完了の日までとする。

3 令和3年度に設置した末広まちづくり連絡会を廃止し、事業を実施するとともに、連絡会が担っていた機能を担うものとしたことから、必要な修正を行ったので令和7年4月1日から施行する。

末広まちづくり実行委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

No.	役 職	氏 名	所 属 団 体 等
1		阿部 常雅	末広地区社会福祉協議会 (末広まちづくり推進協議会)
2	副委員長	加藤 巖	末広中央地区社会福祉協議会 (末広まちづくり推進協議会)
3		小林 あつみ	旭川がん検診センター (末広まちづくり推進協議会)
4		柴田 恵美子	末広地区民生委員児童委員協議会 (末広まちづくり推進協議会)
5		田畑 姫都美	末広中央地区女性防火クラブ (末広まちづくり推進協議会)
6		舘岡 卓司	末広すずかけ商友会 (末広まちづくり推進協議会)
7		禎島 清幸	末広中央地区市民委員会 (末広まちづくり推進協議会)
8		中森 建樹	末広・東鷹栖地域包括支援センター (末広まちづくり推進協議会)
9	監査	西田 由紀子	末広南地区民生委員児童委員協議会 (末広まちづくり推進協議会)
10		則末 真実	公募委員 (末広まちづくり推進協議会)
11	会計	早川 隆子	公募委員 (末広まちづくり推進協議会)
12		日比生 司	旭川市中学校長会(旭川市立広陵中学校) (末広まちづくり推進協議会)
13		丸山 慶洋	末広地区市民委員会 (末広まちづくり推進協議会)
14	委員長	村田 明光	末広東地区市民委員会 (末広まちづくり推進協議会)
15		柳澤 信子	公募委員 (末広まちづくり推進協議会)

様式第1号-2 (第6条関係)

地域まちづくり推進事業実施計画書 (令和8年度)

1 事業実施者	団 体 名	末広まちづくり実行委員会
2 事業の名称	末広まちづくり推進事業	
3 事業の目的 ※地域課題など	末広まちづくり推進協議会の意見が反映された各種事業 (以下「各種事業」という。) を総括・事業調整するとともに、多様化する地域課題に柔軟に対応した事業を実施し、地域内の連携を促進、地域力の向上を図る。	
4 事業内容	末広地域活動計画に基づき、末広地域の各実施団体により、次のとおり、各種事業を実施する。 1 末広地域活動計画に基づく事業 (4事業) (1) 末広地域交通安全対策事業 (実施団体 末広地域交通安全対策実行委員会) (2) 末広地域活動PR啓発事業 (実施団体 末広地域まちづくり実行委員会) (3) 末広ふれあいスポーツクラブ子どもの居場所づくり事業 (実施団体 末広ふれあいスポーツクラブ) (4) 末広見守りネットワーク担い手連携事業 (実施団体 末広見守りネットワーク実行委員会) ※事業ごとの詳細は、別紙計画書類のとおり。	
5 事業期間	令和8年4月10日から 令和9年3月31日まで	

収 支 予 算 書 (令和8年度)

事業の名称	末広まちづくり推進事業
団体名	末広まちづくり実行委員会

1 収入の部

(単位: 円)

科 目	予算額	収入内訳
補助金	320,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金 (包括型まちづくり事業補助金) (1) 末広地域交通安全対策事業 90,000円 (2) 末広地域活動PR啓発事業 50,000円 (3) 末広ふれあいスポーツクラブ 子どもの居場所づくり事業 150,000円 (4) 末広見守りネットワーク 担い手連携事業 30,000円
参加費	20,000	(3) 末広ふれあいスポーツクラブ 子どもの居場所づくり事業 20,000円
負担金	80,000	(3) 末広ふれあいスポーツクラブ 子どもの居場所づくり事業 80,000円
合 計	420,000	

2 支出の部

(単位: 円)

科 目	予算額	左のうち 補助対象経費	支出内訳
※	90,000	90,000	(1) 末広地域交通安全対策事業
※	50,000	50,000	(2) 末広地域活動PR啓発事業
※	250,000	250,000	(3) 末広ふれあいスポーツクラブ 子どもの居場所づくり事業
※	30,000	30,000	(4) 末広見守りネットワーク 担い手連携事業
合 計	420,000	420,000	

※事業ごとの詳細は、別紙計画書類のとおり。

末広地域交通安全対策実行委員会

- 規約
- 名簿
- 末広地域交通安全対策事業
（事業実施計画書、収支予算書）

末広地域交通安全対策実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「末広地域交通安全対策実行委員会」（以下「会」という。）と称する。

(目的)

第2条 会は、末広まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の所管区域において、協議会の意見を踏まえた地域の活動計画（以下「活動計画」という。）に基づいたまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 会は、前条の目的を達成するための事業を実施する。

(組織)

第4条 会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 協議会委員のうち、実行委員会会長から指名を受けた者
- (2) 活動計画に基づく、各種事業に関係する団体の長又は団体に属する者
- (3) 会により特に参加を認められた者

(役員の選任)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名以上
- (3) 会計 1名以上
- (4) 監査 1名以上
- (5) 上記(1)から(4)の役員のほか、必要に応じて別途役員を置くことができる。

2 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員の互選により選出する。
- (2) 副委員長及びその他の委員長以外の役員は、委員長の指名により選任する。

(役員の職務)

第6条 委員長は、会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の会計を担当する。
- 4 監査は、会の会計を監査する。
- 5 第5条第1項により設置された役員の職務は、委員長が別途定める。

(役員任期)

第7条 役員任期は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、実行委員会及び役員会とする。

2 会議は、委員長が招集する。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状または委員長が認める代理の者により出席に代えることができる。

4 会議の進行は、委員長が務める。

5 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

6 実行委員会は、規約、事業計画、予算、事業報告、決算その他重要な事項を審議決定する。

7 実行委員会のほか、必要な事項を協議決定するため、随時、役員会を開くことができる。

(経費)

第9条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日又は当該年度の事業完了の日までとする。

(事務所)

第11条 会の事務所は、委員長宅に置く。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和7年4月1日から施行する。

2 会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から翌年の3月31日又は当該年度の事業完了の日までとする。

末広地域交通安全対策実行委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

No.	役 職	氏 名	所 属 団 体 等
1	会 計	大西 文夫	末広東地区市民委員会 副交通部長 (末広東地区 東水穂町内会)
2	委員長	加藤 巖	末広中央地区市民委員会 会長 (末広まちづくり推進協議会)
3		工藤 浩二	末広中央地区市民委員会 安全安心部長 (末広中央地区 修和町内会)
4		禎島 清幸	末広中央地区市民委員会 総務部長 (末広中央地区 西三陸町内会)
5	副委員長	丸山 慶洋	末広地区市民委員会 会長 (末広まちづくり推進協議会)
6		村田 明光	末広東地区市民委員会 副会長 (末広東地区 東水穂町内会)
7	監査	山本 幸三	末広地区市民委員会 交通環境火防部長 (末広地区 親交町内会会長)
8			
9			
10			

※役職～委員長、副委員長、監査、会計

様式第1号ー2（第6条関係）

地域まちづくり推進事業実施計画書（令和8年度）

1 事業実施者	団 体 名	末広地域交通安全対策実行委員会
2 事業の名称	末広地域交通安全対策事業	
3 事業の目的 ※地域課題など	末広地域には国道12号、40号、道道環状1号線が通り、交通量が多い地域であるため、平成26年度から地域における交通事故防止を呼びかける取組を継続して行ってきた。 引き続き、末広3地区（末広中央、末広、末広東地区）における住民組織が連携し、交通安全意識の更なる高揚を図っていく必要があることから、末広地域交通安全対策事業を実施する。	
4 事業内容	1 末広3地区における「交通安全啓発のぼり」の掲示 (1) 実施内容 末広3地区市民委員会・町内会が連携し、地域全体で一斉に交通安全を呼びかける「のぼり旗」を掲示する。 (2) 実施時期 ・秋の交通安全運動期間（9／21～30） ・小中学校の始業式等に合わせた期間（10日間程度） (3) のぼり旗及びボール購入 ・経年により破損したのぼり旗等の交換に対応 2 主要道路における街頭啓発活動 (1) 実施内容 末広3地区の住民組織が連携し、国道40号と道道環状1号線との交差点付近において、交通安全旗の旗波を形成する街頭啓発活動を実施する。 （地域住民・地域活動団体により、2m近くの間隔を開けての実施を予定） (2) 実施時期 ・秋の交通安全運動期間中、またはこれに近い日 1回	
5 事業期間	令和8年4月10日から 令和9年1月31日まで	

収 支 予 算 書 (令和8年度)

事業の名称	末広地域交通安全対策事業
団体名	末広地域交通安全対策実行委員会

1 収入の部

(単位:円)

科 目	予算額	収入内訳
補助金	90,000	・ 旭川市地域まちづくり推進事業補助金
合 計	90,000	

2 支出の部

(単位:円)

科 目	予算額	左のうち 補助対象経費	支出内訳
消耗印刷費	82,000	82,000	・ 啓発用のぼり旗 (100枚) 60,000円 ・ 掲示用ポール (50本) 20,000円 ・ 事務用品、広報用紙代等 2,000円
使用料	3,000	3,000	・ 会議用会場使用料 3,000円
手数料	2,500	2,500	・ 街頭啓発用道路使用許可手数料 2,500円
保険料	2,500	2,500	・ 街頭啓発用保険料 (傷害・賠償) 2,500円
合 計	90,000	90,000	

末広まちづくり実行委員会

- 規約 （省略）
- 名簿 （省略）
- 末広地域活動PR啓発事業
（事業実施計画書、収支予算書）

地域まちづくり推進事業実施計画書 (令和8年度)

1 事業実施者	団 体 名	末広まちづくり実行委員会
2 事業の名称	末広地域活動PR啓発事業	
3 事業の目的 ※地域課題など	末広まちづくり推進協議会、末広まちづくり実行委員会の取組などを紹介する末広まちづくりニュースを作成し、広く地域住民に紹介することや、地域防災などのテーマをとり上げて、広く地域住民に啓発する取組を実施していくことで、地域まちづくりへの理解促進を図る。	
4 事業内容	以下の2部会により取組を進める。 1 末広まちづくりニュース部会 ・活動目的：末広まちづくり推進協議会、各実行委員会の活動、地域の活動団体の取り組みなどを紹介する。 ・作成回数：年2回 ・仕 様：A4サイズ両面・カラー ・作成枚数：約4,000枚 ・配布先：町内会（戸別配布）、主要施設（掲示・配置）、その他 ・備 考：企画内容によって仕様や枚数を検討する。 2 地域活動啓発部会 ・活動目的：地域防災をテーマに、避難の模擬体験を内容として、啓発事業を企画実施する。 ・回 数：年1回（秋ころ） ・内 容：①防災課による防災情報（ミニ講話） ②防災簡易ベッドの組み立て体験 ③防災非常食の実食体験 ・場 所：今後、部会において検討する。 ・備 考：防災課の協力を得るものとする。	
5 事業期間	令和8年5月1日から 令和9年3月15日まで	

収 支 予 算 書 (令和8年度)

事業の名称	末広地域活動PR啓発事業
団体名	末広まちづくり実行委員会

1 収入の部

(単位: 円)

科 目	予算額	収入内訳
補助金	50,000	・ 旭川市地域まちづくり推進事業補助金
合 計	50,000	

2 支出の部

(単位: 円)

科 目	予算額	左のうち 補助対象経費	支出内訳
消耗印刷費	40,000	40,000	・ PRチラシ印刷代 20,000円 ・ 防災啓発事業用品 20,000円
使用料	10,000	10,000	・ 会議用会場使用料 10,000円
合 計	50,000	50,000	

末広ふれあいスポーツクラブ

- 規約
- 名簿
- 末広ふれあいスポーツクラブ子どもの居場所づくり事業
(事業実施計画書、収支予算書)

末広ふれあいスポーツクラブ規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本クラブは、末広ふれあいスポーツクラブ（以下、「本クラブ」という。）と称する。

第2条（事務所）

本クラブは、主たる事務所を末広地域活動センター事務室とする。

第3条（目的）

本クラブは、末広地域の子供から高齢者までが気軽に楽しく活動できるスポーツ、健康づくりの場を通じて地域住民の健康増進とコミュニティー活動の促進を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本クラブは、前条の目的を達成する為に、次に掲げる事業を行う。

- (1) 年間計画に基づくスポーツ・文化事業の開催
- (2) 地域住民のスポーツ活動や地域づくりに資するボランティア活動の実施
- (3) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

第2章 役 員

第5条（種類及び定数）

本クラブは、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計監査 2名
- (4) 総務 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 運営スタッフ 数名

第6条（役員の選任）

会長は役員が推挙し、総会において決定する。

- 2 副会長、会計監査、総務、会計は互選とする。
- 3 運営スタッフは、役員の推薦により選任する。

第7条（相談役）

本クラブに相談役を置くことが出来る。相談役は会長が委嘱し、必要に応じ会長の諮問に応じる。

第8条（役員の職務）

会長は、本クラブを代表して会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 会計監査は、本クラブの会計事務を監査すると共に会計監査報告を実施する。
- 4 総務は、本クラブの事務を担当すると共に事業計画の作成・事業報告の実施及び会議議事録の作成等並びに本クラブ管理物品の管理を実施する。
- 5 会計は、本クラブの会計業務を担当すると共に予算計画の作成・会計報告を実施する。
- 6 運営スタッフは、各事業の実施に際し専門的識能を以って事業を支援・運営する。

第9条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の交代は、残任期の期間を任期とする。

第3章 会 議

第10条（会議）

会議は総会及び連絡調整会議とする。

第11条（総会）

総会は、毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 規約の制定・改廃に関する事。
 - (2) 事業計画・予算に関する事。
 - (3) 事業報告・決算に関する事。
 - (4) 会長の決定に関する事。
 - (5) 役員の選任に関する事。
 - (6) その他、必要と認めた事項

第12条（連絡調整会議）

必要に応じ随時開催し、懸案事項・議案を検討するとともに結論を臨時総会等に諮る。

- 2 懸案事項・議題に応じ関係役員により検討する。

第13条（会議の招集）

本クラブの会議は、会長が招集する。

第14条（議事）

会議は、役員の過半数の出席を以って成立する。

- 2 会議の議決は、出席者の過半数を以って決議とする。
- 3 会議の議長は、副会長が当たる。

第4章 会 計

第15条（経費）

本クラブの運営に関する経費は、寄附金、補助金、参加費及びその他の収入をもって充てる。

第16条（会計区分等）

会計を一般会計及び特別会計に区分する。

- 2 一般会計は、当該年度の収入経費により運用し収支決算を行う。
- 3 特別会計は、設立時積立金とし、用具の維持・補修、用具の新規購入及び事業の補填に運用し収支決算を行う。

第5章 雑 則

第17条（補則）

本規約に定めのない事項及び運営上必要な事項は総会の決議によって定める。

第18条（謝金）

本クラブの業務に従事する役員に対し謝金を支給する。

- 2 本クラブの計画事業に参加・支援する運営スタッフに対し参加回数に応じ謝金を支給する。

3 謝金額は内規において規定し、総会において決定するものとする。

第19条（交通費）

行政対応等本クラブの公的各種業務に際し、交通費が発生する場合は業務参加役員に対し交通費を支給する。

2 交通費は内規において規定し、総会において決定するものとする。

附則

- 1 本規約は、平成27年2月8日から施行する。
- 2 本規約は、平成29年5月13日より施行する。
- 3 本規約は、令和2年8月9日より施行する。
- 4 本規約は、令和3年4月25日より施行する。
- 5 本規約は、令和5年5月13日より施行する。
- 6 本規約は、令和8年4月11日より施行する。

令和8年度 末広ふれあいスポーツクラブ組織・役員

役 職	氏 名	備 考
会 長	村田 明光	末広東地区市民委員会副会長・ 東水穂町内会会長
副会長	飛鳥 清範	田浦流空手道旭川地区本部長
	佐藤 伸	八親町内会顧問・ 末広地区社会福祉協議会副会長
総務・会計	中斉 和宏	末広東地区市民委員会委員・ 信友町内会会長・スポーツクラブアシスタント マネージャー
	柳澤 信子	旭川市スポーツ推進委員
	松原 優子	太極拳指導者
監査	小島 治士	末広東地区市民委員会副会長 親和町内会会長
	大西 五男	信友町内会副会長
運営スタッフ	早川 隆子	末広東地区民生委員児童委員協議会会長・ 八親町内会福祉部長
	鏡 香代美	末広東地区民生委員児童委員協議会副会長・ 末広地区社会福祉協議会副会長
	久木 満利子	八親町内会副会長
	大友 牧子	あつま〜る Kids! 運営スタッフ
	杉山 良子	あつま〜る Kids! 運営スタッフ
	奥山 亮枝	教職員 OB 旭川市スポーツ推進委員
	沼澤 順子	教職員 OB 旭川市スポーツ推進委員

令和8年度 末広ふれあいスポーツクラブ組織・役員

学習支援者	三浦 雅明	教職員 OB
	三浦 和子	教職員 OB
	篠原 継治	東水穂町内会副総務部長
あつま～る職員	永草 友子	末広地域活動センター館長

様式第1号ー2（第6条関係）

地域まちづくり推進事業実施計画書（令和8年度）

1 事業実施者	団 体 名	末広ふれあいスポーツクラブ
2 事業の名称	末広ふれあいスポーツクラブ子どもの居場所づくり事業	
3 事業の目的 ※地域課題など	放課後の子どもが安全に過ごせる居場所を開設し、学習支援及びスポーツ文化活動の機会を提供することにより、子どもの豊かな育ちや学びを促すとともに、地域住民との世代を超えた交流や体力の向上、健康増進を図る。	
4 事業内容	・実施頻度毎月2回（4月～3月） ・実施時間15：00～18：30 ・実施場所末広地域活動センター ・対 象 者 小学生 ・内 容 学習支援（宿題・家庭学習・工作） - スポーツ ・ヘキサスロン、カーリンコン、フロアカーリング、ボッチャ、スポーツ鬼ごっこ等のニュースポーツ - 変りドッジボール等お楽しみ種目 ・縄跳び・大縄跳び ・地域指導者による種目各種 - 体力測定 ・年間を通じ継続的に行う	
5 事業期間	令和8年4月10日から 令和9年3月31日まで	

収 支 予 算 書 (令和8年度)

事業の名称	末広ふれあいスポーツクラブ子どもの居場所づくり事業
団体名	末広ふれあいスポーツクラブ

1 収入の部

(単位:円)

科 目	予算額	収入内訳
補助金	150,000	・ 旭川市地域まちづくり推進事業補助金
参加費	20,000	・ 参加費 1人当たり年間1,000円×20名
負担金	80,000	・ 末広ふれあいスポーツクラブ自己負担金 80,000円
合 計	250,000	

2 支出の部

(単位:円)

科 目	予算額	左のうち 補助対象経費	支出内訳
謝 礼 (交通費相当)	115,000	115,000	・ ボランティア・運営スタッフ 1人当たり1,000円×5名×23回分 115,000円
消耗印刷費	50,200	50,200	・ チラシ印刷費 35,000円 ・ 事務用品代 10,200円 ・ 通信 5,000円
使用料	61,800	61,800	末広地域活動センター使用料金 ・ 会議・研修室 3時間 (15~17時+18~19時)×23回分 12,360円 ・ 多目的ホール全面 2時間(16~18時)×23回分 49,440円
保険料	23,000	23,000	・ 傷害保険, 賠償保険料 16,000円 ・ ボランティア保険 7,000円
合 計	250,000	250,000	

末広見守りネットワーク実行委員会

- 規約
- 名簿
- 末広見守りネットワーク担い手連携事業
（事業実施計画書、収支予算書）

末広見守りネットワーク実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「末広見守りネットワーク実行委員会」（以下「会」という。）と称する。

(目的)

第2条 会は、末広地域において見守り活動を実施する団体等の連携を高めるとともに、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 会は、前条の目的を達成するための事業を実施する。

(組織)

第4条 会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 末広地域で高齢者の見守り活動を行う団体の長又は団体に属する者
- (2) 高齢者の見守り活動に関わる専門的知見を有する者
- (3) その他、会により特に参加を認められた者

(役員の選任)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計 1名以上
- (4) 監査 1名以上
- (5) 上記(1)から(4)の役員のほか、必要に応じて別途役員を置くことができる。

2 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員の互選により選出する。
- (2) 副会長及びその他の会長以外の役員は、会長の指名により選任する。

(役員の職務)

第6条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の会計を担当する。
- 4 監査は、会の会計を監査する。
- 5 第5条第1項により設置された役員の職務は、会長が別途定める。

(役員任期)

第7条 役員任期は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、実行委員会及び役員会とする。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状または会長が認める代理の者により出席に代えることができる。

4 会議の進行は、会長または会長が指名する者が務める。

5 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

6 実行委員会、規約、事業計画、予算、事業報告、決算その他重要な事項を審議決定する。

7 実行委員会のほか、必要な事項を協議決定するため、随時、役員会を開くことができる。

(経費)

第9条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日又は当該年度の事業完了の日までとする。

(事務所)

第11条 会の事務所は、会長宅に置く。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和3年3月16日から施行する。

2 会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から当該年度の事業完了の日までとする。

令和8年8月1日

「末広見守りネットワーク実行委員会」 委員名簿

(50音順・敬称略)

No.	役 職	氏 名	所 属 団 体 等
1	会長	柴田 恵美子	末広地区民生委員児童委員協議会
2	副会長	加藤 巖	末広中央地区社会福祉協議会
3	会計	田畑 姫都美	末広中央地区女性防火クラブ
4	監査	村田 明光	末広東地区市民委員会
5		阿部 常雄	末広地区社会福祉協議会
6		石井 結	地域まるごと支援員
7		小林 あつみ	旭川がん検診センター
8		白河 ゆきえ	地域まるごと支援員
9		鈴木 紗耶佳	地域まるごと支援員
10		西田 由紀子	末広南地区民生委員児童委員協議会
11		早川 隆子	末広東地区民生委員児童委員協議会
12		松山 由捺	末広・東鷹栖地域包括支援センター

※役員～会長, 副会長, 会計, 監査

様式第1号ー2（第6条関係）

地域まちづくり推進事業実施計画書（令和8年度）

1 事業実施者	団 体 名	末広見守りネットワーク実行委員会
2 事業の名称	末広見守りネットワーク担い手連携事業	
3 事業の目的 ※地域課題など	末広地域で高齢者の見守り活動を実施している様々な団体の連携を高めるため、各団体の担い手と専門職等による、学習・情報共有、意見交換の機会を提供する。	
4 事業内容	1 見守り研修会（意見交換会）の実施 町内会や市民委員会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、消防団、女性防火クラブ、老人クラブ、地域包括支援センター等、地域の見守り活動の担い手を対象とした見守り研修等を実施する。 ○ 見守り研修（意見交換会及びグループワークなど） ・会場 末広地域の公共施設 ・回数 1回程度 11月頃を予定 ・地域の多くの見守り担い手を対象とした意見交換会を実施する。 ・普段の生活の中で自然に出来ている見守り活動の浸透を目指す。 2 開催結果の共有 開催結果をまとめ、地域の関係団体へ報告し、情報共有を図る。 ・アンケート結果 ・見守りネットワーク通信Vol.5の発行	
5 事業期間	令和8年4月10日から 令和9年3月15日まで	

収 支 予 算 書 (令和8年度)

事業の名称	末広見守りネットワーク担い手連携事業
団体名	末広見守りネットワーク実行委員会

1 収入の部

(単位:円)

科 目	予算額	収入内訳
補助金	30,000	・ 旭川市地域まちづくり推進事業補助金
合 計	30,000	

2 支出の部

(単位:円)

科 目	予算額	左のうち 補助対象経費	支出内訳
消耗印刷費	10,000	10,000	・ 事務用品、通信作成 10,000円
通信運搬費	10,000	10,000	・ 案内・結果送付用 10,000円
使用料	10,000	10,000	・ 会議用会場使用料 5,000円 ・ 研修、意見交換会会場使用料 5,000円
合 計	30,000	30,000	

6 令和8年度末広まちづくり推進協議会の実行体制

